



市 章

# 大津市公報

令 和 2 年 12 月 22 日  
号 外 ( 第 74 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 条 例

62	大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	1
63	大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例.....	1
64	大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	1
65	大津市火災予防条例の一部を改正する条例.....	2

## 条 例

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市条例第62号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第61項第1号ア(ア)中「標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「基準省令」という。))第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ及びロの規定により評価する方法をいう。次項において同じ。)の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改め、同号ア(イ)中「基準省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。次項において「基準省令」という。))」に改め、同表第62項第1号ア(ア)及びイ(イ)中「標準入力法・主要室入力法の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改め、同号イ(イ)中「(ア)に掲げるもの以外の」を「モデル建物法の評価による」に改め、同項第2号ア(ア)及び第6号ア(ア)中「標準入力法・主要室入力法の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市条例第63号

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成20年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「第10条第2項に規定する浄化槽管理士」を「第10条第1項の規定により置く浄化槽管理士(本市の区域を担当する者に限る。第11条第4項において同じ。))」に改める。

第11条に次の1項を加える。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、第3条第2項の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修であって、市長が指定するものを受けさせなければならない。

### 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項又は第3項の登録を受けている者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第11条第4項の規定は、適用しない。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市条例第64号**

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第3条中「とする」を「と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市条例第65号**

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例(昭和37年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「第45条第10号」を「第45条第11号」に改める。

第12条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。)をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号中「第4号」を「第5号」に改め、同号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第12条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第12条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。))について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第12条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防局長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第45条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。